

☆同籍者がいる場合（記入例）

【記入上の注意】

- ◎消えないボールペンを使用してください。
- ◎字は崩さず丁寧に書きください。
- ◎署名は必ず本人が自署してください。
- ◎離婚の日から3ヶ月以内に届け出てください。（3ヶ月を過ぎると家庭裁判所の許可が必要です。）

外国人との離婚による氏の変更届 (戸籍法107条3項の届)

令和6年5月1日届出
山口県岩国市長 殿

離婚の日から3ヶ月以内に届け出てください。

受理	令和6年5月1日
第	
送付	令和6年5月1日
第	
書類調査	

現在の住民登録をしている住所を書いてください。
※住所を変更するときは、住民異動届の手続きが必要です。

離婚届の(2)欄と同じ本籍・筆頭者を記入してください

婚姻前の氏を記入してください。

(よみかた) 氏を変更する人の氏名	ういりあむず (変更前) 氏 ウィリアムズ	れいこ 名 麗子	平成2年7月17日生
住所	山口県岩国市三角町一丁目27番地10号		
(住民登録をしているところ)	(よみかた)ういりあむずれいこ 世帯主の氏名 ウィリアムズ 麗子		
本籍	山口県岩国市今津町一丁目14番地 筆頭者の氏名 ウィリアムズ 麗子		
(よみかた) 氏	変更前 ウィリアムズ	変更後	かわぐち 川口
婚姻を解消した配偶者	氏名 ウィリアムズ, マイケルリチャード		
婚姻解消の原 因	<input checked="" type="checkbox"/> 離婚 <input type="checkbox"/> 婚姻の取消し <input type="checkbox"/> 配偶者の死亡		
婚姻解消の年 月 日	令和6年4月21日		
氏を変更した後の本籍	(氏を変更する人の戸籍に他の人がある場合のみ書いてください) 山口県岩国市山手町一丁目15番地		
その他	次の人の父母欄の氏を更正してください 同一戸籍内にお子様がいいらっしゃる場合には、新たにご自身が変更後の氏で筆頭者となる戸籍ができます。新しい本籍(現在登録のある土地地番・街区符号であれば自由に選んでいただけます)を記入してください。 ★お子様の氏も「川口」に変更される場合は、別に「入籍届」(母と同籍する)を出してください。この場合は家庭裁判所の許可は不要です。		
届出人署名押印 (変更前の氏名)	ウィリアムズ 麗子 印		

お子様の母欄の氏の更正を希望される場合は、記入してください。更正を行うことで現在の氏(川口)を記載することができます。なにもしなければ旧姓(ウィリアムズ)のままとなります。

記入の注意

筆頭者の氏名欄には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。よみかたを書いてください。これは戸籍には記載されません。住民票の処理上必要とするものです。この届書を本籍地でない役場に出すときは、戸籍謄本が必要ですから、あらかじめ用意してください。

消せるペンで記入しないで下さい
※届書中の押印は任意です

連絡先	電話 (000) ××× 0000番
	自宅・勤務先・呼出 方

屋間に連絡のとれる電話番号を必ず記載してください。